

公契約条例で相模原市独自の

このお仕事には「**最低賃金**」が定められています！

相模原市公契約条例

相模原市が発注する工事請負や業務委託に関する契約等において、作業される労働者の賃金の下限額*を定め、一定の報酬を保障することで労働者の労働意欲を高め、事務や事業の質を向上させ、最終的には市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現を目指すものです。

※条例では賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

令和6年度の労働報酬下限額

業務委託契約等・指定管理協定

時給 1,168 円

◎業務委託の契約期間の開始が令和6年度以前の場合でも、また、業務の従事者に対する雇用契約の更新日に関わらず、令和6年4月1日からは上記金額となります

対象となる契約等

- (1) 予定価格500万円以上の業務委託等
(対象業種：庁舎等の警備業務、清掃業務、設備運転監視業務、案内業務、給食調理業務、データ入力業務、窓口受付業務 ※例外あり)
- (2) 市と指定管理者が締結する公の施設の管理に関する協定（指定管理協定）
(指定管理者が締結する上記（2）と同様の契約等を含む)

対象となる労働者

- (1) 業務委託等：当該契約に係る作業に従事する者
- (2) 指定管理：当該施設の管理に係る作業に従事する者

正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等の労働形態や雇用主が誰（元請または下請）かを問わず、賃金が支払われる方は、原則、対象となります。